

公益社団法人日本トライアスロン連合 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「J TU」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、J TUの業務に年間を通じて主たる勤務とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員報酬は、常勤役員数に関わらず、理事の報酬、監事の報酬を各々社員総会の決議によって定めるものとし、その承認された額を超えない範囲で支給することができる。

- 2 非常勤役員がJ TUの職務に関わる理事会・委員会・総会等に出席した場合については、支給しない。
- 3 非常勤役員が、競技会、イベント、研修会、講習会等に出席した場合には、出席の都度、J TU謝金支給規程を基準に支給する。
- 4 非常勤役員が、研修会、講習会の講師として出席した場合、講師としての報酬は、J TU謝金支給規程を基準に支給する。
- 5 役員には、役員賞与を支給しない。
- 6 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(月額報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の月額報酬額は、常勤役員俸給基準によるものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、第3条第3項・第4項によるものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月20日に締め、当月の25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

- 2 第3条第3項・第4項の報酬については、出席時に支給する。
- 3 前各項に関わらず当該役員が報酬支給を自己の指定する金融機関口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 4 報酬支払いを受ける役員から、報酬の減額または辞退の申出がある時はそれに従う。

(日割計算)

第6条 新たに常勤役員になった者には、その日から役員報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を計算により支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの役員報酬を日割り計算により支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの役員報酬を月額で支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により役員報酬を支給する場合にあって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の月末まで支給する以外のときは、その役員報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日、祝日及び振替休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 日割計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として支給する。
- 3 常勤役員の退職慰労金は、理事会の承認を得て、決めるものとする。

(費用)

第8条 J TUは、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給し、その計算方法は

給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 J TUは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、類似規程を破棄し、2017年（平成29年）5月26日から施行する。